

Title	ダロウの意味
Author(s)	木下, りか
Citation	阪大日本語研究. 13 P.1-P.17
Issue Date	2001-02
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/7888
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ダロウの意味

On the Meaning of *-daroo*

木下 りか
KISHITA Rika

キーワード：真偽判断、確認要求、情報領域、推論の帰結、非確定性

【要旨】

ダロウには、「真偽判断」と「確認要求」という二つの用法がある。本稿は、なぜこれらの用法がダロウという一つの形式で表されるのか、その理由についての考察を中心に、ダロウの意味記述を試みる。

ダロウは〈真偽判断〉〈真偽判断が妥当である可能性〉を表し、文末に位置することで〈話者の領域外の情報〉を指示する機能を担う。ダロウが「確認要求」を表すことができるのは、この情報領域指示という機能を担うからである。〈真偽判断〉〈真偽判断が妥当である可能性〉を表す形式が、文末で〈話者の領域外の情報〉を指示する機能を担う形式へと変容を見せるのは、両者に〈推論の帰結〉〈推論の帰結の非確定性〉という共通性が存在することによると考えられる。

1. はじめに

ダロウは、真偽についての判断（「真偽判断」）の結果を表す場合と、聞き手に確認を求める行為（「確認要求」）を表す場合がある。次の例文(1)(2)は、それぞれ「真偽判断」と「確認要求」の例である。

(1) たぶん明日は晴れるダロウ。（「真偽判断」）

(2) ほら、ここに置いてあるダロウ。（「確認要求」）

ダロウの意味記述を目的とする従来の論考は、そのほとんどが専ら「真偽判断」を表すダロウを考察の対象とするものであった。しかし、近年は、「確認要求」にも注目し、「真偽判断」と「確認要求」という二つの現れを統一的に説明しようとする試みが数多くなされている。本稿も、「真偽判断」と「確認要求」という二つの用法がなぜダロウという一つの形式で表されるのか、その理由の考察を中心に、ダロウの意味を記述することを目的とするものである¹⁾。

本稿の構成は次のとおりである。まず、次の2節では、「真偽判断」と「確認要求」と

いう二つの用法の存在を説明するためには、ダロウが〈真偽判断〉を表す場合と〈話者の領域外の情報〉を指示する場合があります、ダロウの意味をそのどちらか一方に還元することはできないこと、そして両者には〈推論の帰結〉という共通性が抽出できることを述べる。続く3節では、ダロウの意味を〈推論の帰結〉とするだけでは説明のできない言語現象を取り上げ、ダロウに〈非確定性〉という意味要素をも認める必要があることを示す。4節では、まとめと今後の課題について述べる。

2. 推論の帰結

2. 1. 「真偽判断」と「確認要求」

本節では、まず、「真偽判断」と「確認要求」、それぞれの場合におけるダロウの特徴について見ておく。

2. 1. 1 「真偽判断」

全ての事柄は、直接知ることができる明らかに真である事柄と、推論を経なければ知ることのできない事柄とに分けることが可能であるが、「真偽判断」とは、直接知ることができない事柄について、何らかの根拠から推論することであると考えられる²⁾。発話時の話者自身の感情・感覚（次の例文(3)(4)、確実な知識（次の例文(5)）などは、通常、それを知るために推論が介在せず、ダロウや「真偽判断」を表すと考えられる諸形式を用いて述べることはできない。

(3) ?? (私は今) うれしいダロウ／カモシレナイ／ニチガイナイ／ヨウダ／ラシイ。

(4) ?? (私は今) 苦しいダロウ／カモシレナイ／ニチガイナイ／ヨウダ／ラシイ。

(5) ?? 私は太郎ダロウ／カモシレナイ／ニチガイナイ／のヨウダ／ラシイ。

逆に、推論を経なければ知ることができないと考えられる事柄、例えば今後の景気の動向などは、次の例文に示すように、ダロウの内容として適格である。

(6) 今後、景気は回復するダロウ／カモシレナイ／ニチガイナイ／ヨウダ／ラシイ。

以上の事実は、ダロウが真偽についての推論の結果を表すことを示している。

2. 1. 2 「確認要求」

では、「確認要求」を表す場合のダロウには、どのような特徴が見られるのであろうか。既に多くの論考で指摘されているように、ダロウが「確認要求」を表すのは、聞き手が当然知っているはずと思われる事柄について述べる場合である。知らないことについて確認

することはできないのであるから、これは当然のことと言ってもよいかもしれない。例えば「(君は今) うれしい」という発話時の聞き手の感情は、話者が確実に推論することは不可能であり、これは、聞き手のみが知っていると考えられる情報である。そして、これについて述べた場合、ダロウは「確認要求」を表していると解釈される。次の(7)に、この例を示す。

(7) (君は今) うれしいダロウ。

聞き手が知っている事柄は、(7)のような、聞き手のみが知っている事柄には限らない。話者も知っている事柄、すなわち、「真偽判断」の対象とはならない事柄であってもよいのである。次の例を見てみよう。

(8) (眼前のものを指して) ほら、ここに置いてあるダロウ。

(8)は眼前の事態であり、これは聞き手だけではなく、話者にとっても明らかに真の事柄であるが、この場合もダロウを用いることができ、そして「確認要求」と解釈されるのである。

(7)(8)は、聞き手が直接知ることができる事柄について述べた場合であるが、次の(9)は、これらとはやや趣を異にする。

(9) (私は今) 痛いダロウ。やめろよ。

「(私は今) 痛い」という発話時の話者自身の感覚は、聞き手が直接知ることができないものである。しかし、聞き手が推論によって確実なことを知ることができる場合もないわけではなく、(9)はこの場合に相当すると考えられる³⁾。このことは、宮崎(1993)で指摘されているように、聞き手が「(私は今) 痛い」ことを推論できるのだということを示す文脈を取り去るとダロウが使えなくなる、という事実から確かめられる。つまり、先の例文(9)では、聞き手は痛みを与えた者として、「痛い」ことを推論し得る立場にあると考えられるが、このような文脈を除くと、次の例文(10)に示すように、ダロウを用いることはできないのである。

(10) *君はこの靴がいいと言ったけど、履いてみると(私は今) 痛いダロウ。

(宮崎(1993)の例文(31))⁴⁾

以上のように、ダロウが「確認要求」を表すのは、聞き手が知っている事柄について述べる場合である。聞き手が知っている事柄の中には、(7)(8)のように、聞き手が直接知ることができる明らかに真である事柄だけではなく、(9)のように、推論によって導かれた真である帰結も含まれる。

ここで、当然のことかもしれないがあえて補足しておきたいのは、「知っている」ということの中には、蓋然的なものとして「知っている」ことは含まれない、ということであ

る。例えば今後の株価の変動は、通常、誰にとっても確実な予測が不可能なものであるが、このような内容について推論した結果は蓋然的なものとなり、聞き手が「知っている」ことの中には含まれない。株価の変動について述べた文を、「確認要求」と解釈するのがかなり困難であるのは、このためである。

(11) 株価は一年以内に暴落するダロウ。

聞き手が知っている事柄の指す内容を、以上のように捉えた上で、聞き手が知っている事柄を聞き手領域内の情報、と呼ぶことにすると、ダロウは、聞き手領域内の情報を表す場合、「確認要求」と解釈されることができる。聞き手の領域内の情報であると述べれば、結果として、その情報の有無を判定できる聞き手に確認を要求することになるのであろう。

2. 2. 「真偽判断」「確認要求」と情報領域

2. 2. 1 話者の領域外

では、「真偽判断」を表す場合と、「確認要求」を表す場合との間に、何らかの共通性を見出すことは可能であろうか。先の例文(8)(9)が示すように、ダロウが「確認要求」を表す場合、「真偽判断」の性質をそのまま受け継いでいると考えることはできない。従って、「確認要求」を「真偽判断」に還元することは不可能である。しかし、両者は、いずれも話者の領域外の情報であると考えることについては、とりあえず可能である⁵⁾。

まず、「真偽判断」を表す場合であるが、ダロウが表す「真偽判断」の結果を、情報の所属という観点から見ると、話者の領域外に存在する情報であると考えられる。むしろ、「真偽判断」の結果が全て話者の領域外の情報となるわけではない。「真偽判断」の結果は、矛盾対立する帰結成立の可能性が否定されている場合と、そうではない蓋然的な場合に分けることが可能であるが、既に例文(11)を例に述べたように、このうち、蓋然的なもののみが話者の領域外の情報である。そして、ダロウが表すのは、このような不確かな帰結である。次の例を見てみよう。

(12) 設備投資が活発化しているのだから、今後景気は回復する。

(13) 設備投資が活発化しているのだから、今後景気は回復するダロウ。

上の二文は、いずれも推論を経て「今後景気は回復する」という帰結が得られたことを表していると考えられるが、このうち、「景気が回復する」ことが真であり、「回復しない」可能性が否定されているのは(12)の方であり、(13)のダロウの表す「真偽判断」の結果は、真であるとは言いきれない類のもの（「蓋然性」を表すもの）である⁶⁾。従って、ダロウの表す「真偽判断」の結果を情報の所属領域という観点から見ると、話者の領域内に

はない情報（話者の領域外の情報）であると考えることができる。

次に、「確認要求」であるが、「確認要求」についても「真偽判断」と同様に考えることができる。2. 1. 2節で見たように、ダロウが「確認要求」を表すのは、聞き手の領域内の情報について述べた場合である。聞き手の領域内は、話者から見れば領域外に他ならない。先の例文(8)(9)のように、聞き手の領域内（すなわち話者の領域外）に存在する情報が、話者の領域内にも存在する場合もあるが、この時、ダロウが表しているのは、聞き手の領域内（話者の領域外）における情報の存在の方だと考えれば、矛盾は生じない⁷⁾。

2. 2. 2 非文末のダロウと情報領域

これまで見てきた例は、話者の領域外の情報を表すと考えれば「真偽判断」と「確認要求」とを統一的に説明することができることを示している。しかし、ダロウが全ての場合に共通して、話者の領域外の情報を表すとすることには問題がある。次の例文を見てみよう。

(14) (十分に視界に入っているポストを見て)

*ほら、あそこにポストがあるダロウから、その角を右に曲がって。

(15) (十分に視界に入っているポストを見て)

ほら、あそこにポストがあるダロウ。その角を右に曲がって。

この例文が示すように、カラ節内のダロウは、「あそこにポストがある」という明らかに真である事柄については述べられない。ダロウを話者の領域外の情報を表す形式であるとするならば、カラ節の内部における、ダロウのこのふるまいの説明は、困難である。

そもそも、ダロウが情報領域を表すのであれば、非文末においてダロウの使用が可能であることそのものが、問題となるかもしれない。談話に関わる意味を持つダロウが、非文末で使用可能であるということは、伝達に関わる意味を担う終助詞のような形式は文末で用いられる、という日本語の特徴とは矛盾する。

非文末のダロウが「真偽判断」しか表さないという事実は、ダロウを情報領域の指示という機能を担う形式として一元的に捉えることはできないことを示している。つまり、ダロウは、「真偽判断」と話者の領域外の情報のいずれをも表す場合があるのだと考えざるを得ないのである。次節では、このような立場から、「真偽判断」と「確認要求」のダロウに共通する意味と、それぞれの用法の実現の条件について整理する。

2. 3. 二つの推論の帰結

2. 3. 1 ダロウと推論の帰結

「真偽判断」の結果を表すことと、話者の領域外の情報であることを表すことに共通す

るのは、どちらも〈推論の帰結〉と考えることが可能だということである。事態の真偽を問題とする場合、全ての事柄は、直接知ることができる明らかに真である事柄と、真偽が不明であって、推論を経なければ知ることのできない事柄とに分けられる。このうち、「真偽判断」のダロウで表されるのは後者である。

一方、情報の領域を問題にする場合、全ての情報は、話者の領域内と領域外に分けることができる。話者の領域内の情報は、話者が直接知ることができるが、話者の領域外における情報の有無は、推論を経なければ知ることができない。このうち、ダロウが表すことができるのは、推論を経なければ知ることのできない、話者の領域外における情報の存在である。

以上のことから、「真偽判断」と、〈話者の領域外の情報〉であることを表すダロウとは、〈推論の帰結〉という共通性によって関連付けられ、その推論が、真偽を問題にした場合のものか、情報の所属を問題にした場合のものかという相違点があると言することができる。

2. 3. 2 「真偽判断」と「確認要求」の実現

真偽を問題にした場合か、情報の所属領域を問題にした場合か、いずれの〈推論の帰結〉を表すのかは、それぞれの出現の環境が整うかどうかによる。日本語の特徴として、文末は、談話情報について述べることのできる環境である。ダロウは非文末においては、「真偽判断」しか表さないが、文末に位置することで〈話者の領域外の情報〉を表すという機能を担うことになる。

情報は、領域の所属の仕方によって、次の4種類に分けることが可能である。このうち、〈話者の領域外の情報〉と捉えることができるのは①から③である。

- (16) ① 話者の領域内にはないが、聞き手の領域内にはある情報
 ② 話者の領域内にも、聞き手の領域内にもない情報
 ③ 話者の領域内にも、聞き手の領域内にもある情報
 ④ 話者の領域内にはあるが、聞き手の領域内にはない情報

③は、「話者の領域内にも外にも情報がある」場合であるが、この場合、ダロウが問題としているのは、2. 2. 1節で既に述べたように、聞き手の領域内（話者の領域外）における情報の方である。④の場合は、〈話者の領域外の情報〉という条件を満たさない。従って、ダロウを用いてこのような情報について述べることはできない。次の例文に示すような、発話時の話者自身の感情・感覚、確実な知識などがこれに相当する。

- (17) ?? (私は今) うれしいダロウ。

(18) ?? (私は今) 苦しいダロウ。

(19) ?? 私は太郎ダロウ。

文末における「真偽判断」と「確認要求」の実現は、(16) に示した情報の所属領域の相違に依存する。〈話者の領域外の情報〉であると捉えられる①から③のうち、「情報が話者の領域内にはない」という条件を満たす①②の場合は、情報領域の指示機能を果たしているのではあっても、結局は「真偽判断」を表していると解釈され、また、情報が「聞き手領域内にある」という条件を満たす①③の場合は、「確認要求」という解釈が可能となる(2. 2. 1節参照)。

従って、次の例文(20)のように、②に相当する場合は、「真偽判断」としか解釈できない。また、(21)のように、③に相当する場合は「確認要求」としか解釈できず、このような内容については、(22)に示すように、非文末のダロウでは述べられないということになる。

(20) 景気は回復するダロウ。

(21) (眼前のものを指して) ほら、ここに置いてあるダロウ。

(22) * (眼前のものを指して) ここに置いてあるダロウから、見て。

そして、①の場合は、「真偽判断」であるとも「確認要求」であるとも解釈できる。これが、奥田(1984, 1985)、田野村(1990)、安達(1999)、仁田(2000)などにおいて指摘されている、「真偽判断」と「確認要求」との中間段階に相当する⁸⁾。次に例を示そう。

(23) お疲れでしょう。今日はゆっくりお休みください。(安達(1999)の例文(43))

(24) (君は今) うれしいダロウ。

「(君は今) 疲れている」ことや「(君は今) うれしい」ことは、聞き手領域内の情報であり、かつ、事態そのものの真偽も、話者が直接知ることはできないもの(話者の領域内にはない情報)であるから、この場合、「真偽判断」でも「確認要求」でもあると解釈できるのである⁹⁾。

「真偽判断」と「確認要求」の実現の条件は、以上のように考えることができる。

2. 3. 3 推論の帰結を表す他の形式

上述のように、ダロウを、真偽を問題にした場合と、情報の所属を問題にした場合の〈推論の帰結〉を表す形式であると捉えた時、次に問題となるのは、カモシレナイなどの「真偽判断」を表す形式とダロウとの意味の相違である。カモシレナイなども「真偽判断」を表すが(2. 1. 1節、例文(3)(4)(5)(6)参照)、次の例文に示すように、たとえ文末に位置したとしても「確認要求」を表すことはない。

(25) (眼前にあるものを指して) ここに置いてあるデショウ。

⑳ (眼前にあるものを指して)

*ここに置いてあるカモシレマセン／ニチガイアリマセン／ヨウデス／ラシイデス。

㉑ 君は太郎君デショウ。

㉒ ?? 君は太郎君／カモシレマセン／ニチガイアリマセン／のヨウデス／ラシイデス。

この事実は、真偽を問題とした場合の〈推論の帰結〉を表す形式が文末に位置すれば、必ず〈話者の情報領域外の情報〉をも表すわけではないことを示している。ここから、ダロウは、〈推論の帰結〉という以外の、さらに別の意味特徴を持つのではないかという予測が成り立つ。

ダロウとこれらの形式の間に見られる、この差異を説明するためには、ダロウに〈真偽判断の妥当可能性〉と呼べるような意味特徴を認めればよい。次の3. 1. 節においては、まず、森山(1992)を参考に疑問文に関する考察を進め、ダロウがこの〈真偽判断の妥当可能性〉と呼べるような特徴を持つことを見る。そして、続く3. 2. 節において、その特徴を持つがゆえに、ダロウが「確認要求」を表すと考えられることを見ていく。

3. 非確定性

3. 1. 疑問文

3. 1. 1 妥当可能性

「真偽判断」を表す場合、ダロウは疑問文となることができる。この点で、カモシレナイなど他の「真偽判断」を表す形式とはふるまいが異なる¹⁰⁾。

㉓ 景気は回復するダロウカ。

㉔ *景気は回復するカモシレナイカ／ニチガイナイカ／ヨウカ／ラシイカ。

この事実をダロウの特徴として大きく取り上げたのは、森山(1992)¹¹⁾である。以下、森山(1992)を参考にしつつ、考察を進める。

疑問化の可否を問題にするのであるから、まず、疑問文の意味について見ておく必要があるが、疑問文は、「矛盾対立する内容が、選択すべき関係にある」(森山、1992: 70)ことを表すと考えられる¹²⁾。疑問文の意味をこのように考えることにより、真であることが通常明らかな、発話時の話者自身の感情などは疑問の対象とされない理由が、説明可能となる。

㉕) * (私は今) うれしいか。

「(私は今) うれしい」という発話時の話者自身の感情は、真であることが明らかであり、これと矛盾対立する「(私は今) うれしくない」という事柄の成立する可能性はない。従って、「矛盾対立する内容が、選択すべき関係にある」という疑問文の意味と相容れないの

だと考えられるのである。

疑問文の意味をこのように捉えると、ダロウは、判断が妥当であることを表すのではないということになる。判断が妥当であることを表すのであれば、矛盾対立する判断は妥当ではないことになり、両者は選択関係（疑問文）にはなり得ない。例えば、「景気は回復するダロウ」という判断が妥当であるということは、「景気は回復しないダロウ」という判断が妥当である可能性が否定されるということに他ならず、両者は選択関係にはなり得ないはずである。ダロウが疑問化され得る以上は、「景気が回復するダロウ」と言う場合、「景気が回復しないダロウ」という、矛盾対立する判断が成立する可能性が否定されていない。

判断の結果について述べるのに、その判断が妥当ではない、と言うことは不自然なこともかもしれないが、ダロウは、判断が妥当であることを可能性としてのみ認め、あえて妥当であるとは言い切らないという点で特徴的なのだと考えられる。一方、カモシレナイなどは、疑問文になることができないのであるから、その判断は、矛盾対立する判断が成立する可能性のない、妥当なものであるということになる¹³⁾。この「判断が妥当であることを可能性として認める」というダロウの意味特徴を、〈真偽判断の妥当可能性〉と呼ぶことにする¹⁴⁾。

このように、「真偽判断」を表す場合のダロウが〈妥当可能性〉という意味を持つとすると、ダロウの疑問文そのものの意味との相違が問題になるかもしれない。すなわち、「妥当であるのは可能性にすぎない」というダロウの意味と、矛盾対立する判断が選択すべき関係にあり「どれが妥当であるのか一つに決することはできない」というダロウ疑問文の意味との相違である。次節では、〈妥当可能性〉という概念が、疑問化されるための必要条件を指しているにすぎないことを明確にするために、ダロウカとの相違を見ておく。

3. 1. 2 ダロウカとの相違

ダロウカはダロウが疑問化されたものであるから、ダロウで表される判断と矛盾対立する判断のうち、どれかが妥当な判断として選択されるべき関係にあることを表していると考えられる。このことは、次の例文(32)に示すように、「あるいは」を用いてどちらか一方が選択される関係にあることを示せることから確かめられる。

(32) (運動会で勝つのは) 赤ダロウカ。あるいは白ダロウカ。

(33) * (運動会で勝つのは) 赤ダロウ。あるいは白ダロウ。

このような意味を持つダロウカと、ダロウとの相違は、矛盾対立する判断が妥当である可能性の認め方にも現れる。次の例文を見てみよう。

③4 あの子に重責が果たせるダロウカと心配している。

③5 *あの子に重責が果たせるダロウと心配している。

③4は「心配している」と共起可能である。このことから、「あの子に重責が果たせるダロウ」という判断が妥当である可能性だけでなく、これと矛盾対立する「果たせないダロウ」という判断が妥当である可能性も積極的に認められているとすることができる。そうでなければ、「心配する」必要はないであろう。一方、ダロウを用いた③5は「心配している」と共起できない。これは、「果たせるダロウ」と矛盾対立する、「果たせないダロウ」という判断が妥当である可能性が積極的に認められているのではないことを示している。

「重責が果たせるダロウ」と言う場合、ダロウが用いられている以上は、その判断が妥当であるのは可能性にすぎない。従って、これと矛盾対立する「果たせないダロウ」という判断が妥当である可能性も否定はされていない。しかし、これは、「果たせないダロウ」という判断が妥当である可能性が、積極的に認められていることまでは意味しないのである。

〈妥当可能性〉という概念を以上のように捉えた上で、「真偽判断」を表す場合のダロウの意味について考えると、次のように記述されることになる。

③6 〈真偽判断〉〈真偽判断の妥当可能性〉

ここで、付け加えておけば、ダロウが「蓋然性」を表す理由も、この〈真偽判断の妥当可能性〉という意味要素を認めることではじめて説明可能となる。先の例文(12)(③7として再掲)のように、推論の帰結には「蓋然性」を表さないものもあるため、真偽を問題とした場合の推論の帰結である、と言うだけでは、「蓋然性」を表すことにはならない。

③7 設備投資が活発化しているのだから、今後景気は回復する。

しかし、ダロウは、単なる〈真偽判断〉だけではなく、〈真偽判断の妥当可能性〉をも表すのであり、判断が妥当だと言わなければ、その判断内容と矛盾対立する事柄が成立する可能性も否定されていないことが含意される。例えば、「難しいダロウ」という判断が妥当であるのが可能性にすぎないのであれば、「難しい」という事態成立そのものも、確かなものとは捉えられてないことになるはずである。

この〈妥当可能性〉という意味要素は、ダロウが文末で〈話者の領域外の情報〉を指示する機能を担い、結果として「確認要求」を表すことを説明するためにも、重要な役割を果たすと考えられる。次節では、これについて見ていく。

3. 2. 情報の共有可能性

ダロウは、聞き手の領域内の情報であることを表す機能を担うが、カモシレナイなどは、

この機能を持たない。カモシレナイなどがダロウと同様の機能を担うのであれば、真であることが明らかな事柄について述べることもできるはずであるが、次に示すように、この場合、カモシレナイなどを用いることはできないのである。

(38) (眼前のものを指して)

* ほら、ここに置いてあるカモシレマセン／ニチガイアリマセン／ヨウデス／ラシイデス¹⁰⁾。

(39) (眼前のものを指して)

ほら、ここに置いてあるデショウ。

カモシレナイなどは、真偽を問題とした場合の〈推論の帰結〉を表すという点ではダロウと共通する意味を持つ。それにも関わらず、文末に位置しても、〈話者の領域外の情報〉を指示する機能を担わないのはなぜであろうか。これは、〈話者の領域外の情報〉の中に含まれる、聞き手の領域内の情報について述べる場合には、聞き手の情報提示によって、話者の述べている情報内容が変更される可能性を否定してはならないことによると考えられる。次の例文を見てみよう。

(40) (あなたは今) うれしいカモシレマセン／ニチガイアリマセン／ヨウデス／ラシイデス。

(41) (あなたは今) うれしいデショウ。

「(あなたは今) うれしい」という発話時の聞き手の感情は、話者が直接知ることではできないものであるから、先の例文(38)の場合とは異なり、カモシレナイなど「真偽判断」を表す形式を用いることはできる。しかし、カモシレナイなどを用いると一方的な決めつけとなり、通常は不適切な発話となる。これは、「(あなたは今) うれしい」というような、聞き手の領域内の情報について述べる場合、話者と聞き手との間で無条件に共有されるべき情報ではないことを示す必要があり、カモシレナイなどはそのような意味を持たないからだと考えられる。

話者の領域外の中には、聞き手の領域内も含まれる。従って、聞き手の領域内をも含む全ての〈話者の領域外の情報〉について述べるためには、情報として無条件に共有されるものではないことを示す、すなわち、述べられている情報が、共有される「可能性のある」ものとして述べる必要があるということになる。

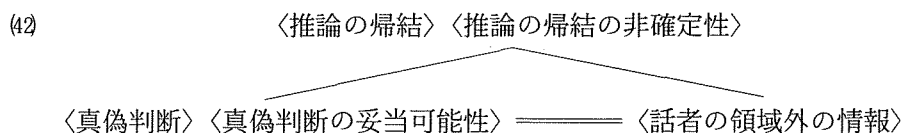
前節では、疑問文についての考察を通して、ダロウが〈真偽判断の妥当可能性〉を表すことを見たが、その性質は、ダロウが文末に位置した場合にも、情報が共有される「可能性がある」ことを表すという形で保持されているのだと考えられる。つまり、真偽判断の妥当可能性と情報の共有可能性は、各々、判断として、情報として確定していないということであり、両者には、確定していないという共通性が抽出可能なのである。この共通性

を〈非確定性〉と呼ぶことにすると、ダロウはこの〈非確定性〉という共通性に支えられているからこそ、文末において聞き手の領域内をも含むすべての〈話者の領域外の情報〉を指示する機能を担うことができるのだと言うことができる。

一方、先の例文 ③ に見たように、カモシレナイなどが文末に位置したとしてもダロウと同様の機能、すなわち〈話者の領域外の情報〉全般を指示するという機能を担わないのは、これらが〈真偽判断の妥当可能性〉という意味要素を持たないことによると考えられる。「確認要求」を表さないのも、このためである。

4. 終わりに

本稿は、ダロウの意味の記述を目的とし、考察を行った。まず、ダロウの意味を情報領域の指示という一元的な形では記述できないことを確認し、次に〈真偽判断〉〈真偽判断の妥当可能性〉と、〈話者の領域外の情報〉の指示機能という二つの面からダロウの意味を捉えることができ、両者には共通性が存在することを述べた。本稿の考察の結果は、以下のように図示することができる。



この図(42)を、比喩という観点から見てみると、実線は提喩¹⁶⁾の関係にあると言うことができる。すなわち、〈推論の帰結〉〈推論の帰結の非確定性〉は、〈真偽判断〉〈真偽判断の妥当可能性〉と〈話者の領域外の情報〉がそれぞれ一般化されたものである。つまり、〈推論の帰結〉は、真偽を問題とした場合には〈真偽判断〉を、情報の所属領域を問題とした場合には〈話者の領域外の情報〉を表し、これと並行的に、〈非確定性〉は、真偽判断を問題にした場合には〈真偽判断の妥当可能性〉、情報領域を問題とした場合には情報の共有可能性という形で実現するのである。

また、二重線は隠喩¹⁷⁾の関係にあると言うことができる。すなわち、〈真偽判断〉〈真偽判断の妥当可能性〉と〈話者の領域外の情報〉の間には、〈推論の帰結〉〈推論の帰結の非確定性〉という共通性と、それが真偽を問題にした場合のものか、情報の所属領域を問題にしたものかという相違があるのである。情報の共有可能性は、聞き手の領域を含む、全ての〈話者の領域外の情報〉を指示する機能を担うための必要条件である¹⁸⁾。

本稿は、情報領域の指示については金水(1992)、宮崎(1993)に、そして疑問文の考

察については、森山（1992）に負うところが大きい¹⁹⁾、本稿の考察によってこれらが互いに他を補完する側面を持つことが明らかになったのではないと思われる。つまり、情報領域の指示についての考察は、ダロウの文末での拡張の姿を捉えたものであり、拡張の動機付けとして森山（1992）の「談話現場における判断形成過程」に相当するものと思われる、〈非確定性〉が特に重要な役割を果たすことになる。また、この〈非確定性〉という意味特徴は、真偽判断の妥当可能性と情報の共有可能性とが抽象化された概念として明確化される。

今後の課題としては、ダロウが「真偽判断」を表す場合とカモシレナイなど他の形式、そして「確認要求」を表す場合と、ダロウと同様に何らかの確認行為を表すと考えられる終助詞ネなどとの相違について、本稿の記述で説明が可能かどうかを詳しく検討することがあげられる²⁰⁾。

さらに大きな課題として残されているのは、主観性とダロウの意味との関連性についての検討である。次の例文に示すように、ダロウは過去の時点において成立した判断を表すことはできない。

(43) *明日は晴れるダロウタ。

(44) 明日は晴れるカモシレナカッタ／ニチガイナカッタ／ヨウダッタ／ラシカッタ。

つまり、ダロウは発話時の話者の判断（主観的な判断）しか表せない。先行研究の中には、この主観的であるということをダロウの本質とすると思われる記述が見られるが（金田一（1953a,b）、益岡（1991）、安達（1999））、発話時の話者の判断しか表せないということを意味から生じた現象と捉えるか、あるいはダロウの意味そのものと捉えるべきかについての検討は、今後の課題である。

【注】

- 1) 本稿と考察の目的を同じくする先行研究には、金水（1992）、宮崎（1993、1994）、森山（1992）などがある。金水（1992）、宮崎（1993、1994）は、情報領域の指示機能がダロウの本質であり、指示する情報領域の相違によって「真偽判断」や「確認要求」として実現すると捉えている。また、森山（1992）は、疑問文についての考察を通して、全てのダロウに共通する意味の抽出を試みている。これらの先行研究については、本論中で触れることにする。
- 2) むろん、「真偽判断」には直感的なものもある。次の例文 i) はこの例であるが、このような直感的な判断には、推論過程の存在を仮定する必要はないかもしれない。

i) やつが犯人ニチガイナイと直感した。

しかし、直感的な判断と直接知ること（推論を経ないこと）とは同一ではない。発話時の話者自身の感情など、直接知ることができるものについて「直感した」と言うことはできないのであ

る。次のii)に、この例を示す。

ii) * (私は今) うれしいと直感した。

直接知ることと直感的な判断との相違を捉えるために、本稿は直感的な判断とは、推論が介在はするものの、根拠が明示的ではない場合である、と考えることにする。

3) 痛みについては、確実に推論が可能な場合もあると考えられるが、感情についての確実な推論は困難なようである。

i) * (私は今) 辛いダロウ。そんなこと言うのやめてよ。

4) 宮崎 (1993) の例文では、ジャーナカとの対比が示されているが、ジャーナカは、本稿の考察の対象外であるために、ここでは省いた。また、例文中の「(私は今)」は、稿者が付け加えたものである。

5) 本節 (2. 2. 1 節) の考察は、金水 (1992)、宮崎 (1993) に負うところが大きい。情報領域の設定は、これらの先行研究と重なるのではないと思われる。ただし、本稿は、話者の領域外の情報を、後に述べる (16) の①②③のように区分しており、この点、金水 (1992) においては言及がなく、宮崎 (1993) においては、①と③が「対立型」という一つの型に統一されている。しかし、後の2. 3. 2 節で述べるように、「真偽判断」と「確認要求」との中間例の説明のためには、①と③の区分は重要であると思われる。

なお、情報領域と言う場合、神尾 (1990) の『情報のなわ張り理論』が想起されるかもしれないが、本稿の情報領域の分割の仕方は、神尾 (1990) で述べられているものとは、完全には一致しない。例えば、「ぼくの両親は東京に住んでいる」は、神尾 (1990) によれば、通常、話者が所有権を有する「話者の領域内」にのみ存在する情報であり、聞き手の領域内の情報ではあり得ない。しかし、本稿の基準に基づくのであれば、聞き手も知っている事柄、すなわち「聞き手の領域内」の情報でもあり得る。つまり、神尾 (1990) における情報領域の分割には、聞き手との関係でどちらがより述べる権利を有するかが関わってくるが、本稿における情報領域の分割には、聞き手と話者との力関係が関わらないのである。

神尾 (1990) と本稿の区分とでは、説明される言語現象が異なる。神尾 (1990) の基準に基づく場合、次の例文 i) が非文となる (神尾の言う「直接ネ形」の使用が不可能である) 理由が「ぼくの両親は東京に住んでいる」は「聞き手の領域内の情報ではないからだ」と説明される。

i) * ぼくの両親は東京に住んでいるネ。

そして、本稿の基準に基づけば、次の例文 ii) が「確認要求」と解釈される理由が、「ぼくの両親は東京に住んでいる」は「聞き手の領域内の情報でもあるからだ」と説明される。

ii) ほら、ぼくの両親は東京に住んでいるダロウ。

情報領域の分割の仕方にはどのようなものがあるのかについては、さまざまな形式のさらなる分析によって、検討を重ねる必要がある。

6) ダロウが「蓋然性」を表す理由については、3. 1. 2 節を参照。

7) ダロウが聞き手の領域内の情報の方を問題にしていると考えたことの妥当性は、終助詞ネとの比較によってより明らかになる。次の例文 i) ii) に示すように、ネを用いた場合には、話者と聞き手の味覚の一致が問題にされているのに対し、ダロウを用いた場合に、聞き手の味覚 (聞き手に「おいしい」ことが知覚されていることのみ) を問題にしていることになる。

- i) おいしいネ。
 - ii) おいしいダロウ。
- 8) 本文中の例文 23 を「真偽判断」と「確認要求」との「中間段階」とする根拠としては、安達 (1999) を参照。
- 9) 「真偽判断」と「確認要求」とが相補的な関係にあるという記述が宮崎 (1993) などに見られるが、中間例の存在は、両者が相補的な関係にはないことを示している。
- 10) ただし、カモシレナイなども、聞き手の判断を先取りする疑問文にはなる。この点については、森山 (1989) を参照。
- 11) 森山 (1995、2000) にも同様の考察がある。
- 12) 「内容」とは、疑問の作用領域内のことを言う。森山 (1992) 注 5 を参照。
- 13) ここで補足しておきたいのは、判断が妥当ではないことと、判断内容が真ではないこと（蓋然性）を表すこととは、同値ではないということである。蓋然的な判断は、判断として妥当である可能性もあるのである。例えば、「A氏は出世しないカモシレナイ」という判断は、「A氏が出世する」ことが確実に起こるとは述べていない（蓋然性）を表すが、そのように蓋然的なものと判断すること自体は妥当だということも十分にあり得る。この点は、三原 (1995) において指摘されている。

判断の結果について述べる場合、その判断が妥当であるのは当然であるとするならば、カモシレナイなどは判断の妥当性については何も述べない形式であると考えることができる。つまり、妥当性について無標であることによって、結果として妥当であることを表すと考えることが可能である。

- 14) 本稿のここでの考察は、森山 (1992) に負うところが大きい。本稿で〈妥当可能性〉と呼ぶ概念は、森山 (1992) の言う「談話現場における判断形成過程」とほぼ重なるのではないかと思われる。しかし、「談話現場における判断形成過程」という概念は、宮崎 (1994)、安達 (1999) などによっても指摘されているように難解であり、その背景には、森山 (1992) が、「蓋然性」と〈妥当可能性〉とを明確に区別していない（本稿の注 13 参照）、という問題が潜んでいるのではないと思われる。

具体的には、まずダロウが疑問化されるという事実の解釈が問題となる。「真偽判断」を表す場合、ダロウが疑問化可能であるという事実を根拠に、森山 (1992) は、ダロウが「蓋然性」（森山の言う「推量」）を表すことを本来とする形式ではない、と述べている。しかし、疑問化は、「蓋然性」を表すことと齟齬をきたすのではなく、本稿の本文中で述べたように、判断が妥当であることと矛盾するのではないかと思われる。

次に、問題となるとと思われるのは、「談話現場における判断形成過程」という概念の抽出ための主要な根拠としてあげられている次の例文である。

- i) # (明らかに時間を知らない人に対して) 今何時? (森山 (2000) の例文(257))
- ii) (明らかに時間を知らない人に対して) 今何時ダロウ。

この例文 i) ii) を根拠に、森山 (1992) は、ダロウ疑問文が用いられるのは確定的な結論を出さなくてもよい場合であり、ダロウは結論を出さない述べ方をする（「判断形成過程」を表す）形式である、としている。

しかし、「今何時ダロウ」が用いられるのは、予測される答えが「3時だ」などではなく蓋然的なものの場合であって、i) ii) は、ダロウが「真偽判断」を表す場合、その判断は蓋然的である(森山(1992)の言う「推量」を表す)ことを示しているのではないと思われる。

15) 「婉曲」としてのヨウデスの使用は可能であると思われる。

16) 提喩とは「より一般的な意味を持つ形式を用いて、より特殊な意味を表す、あるいは逆により特殊な意味を持つ形式を用いて、より一般的な意味を表すという比喩」(靑山、1997:31)のことを言う。

17) 隠喩とは、「2つの事物・概念の何らかの類似性に基づいて、一方の事物・概念を表す形式を用いて、他方の事物・概念を表すという比喩」(靑山、1997:31)のことを言う。

18) 靑山(2000)は、ラネカーのネットワークモデルを、比喩(隠喩と提喩)の観点から捉えなおしているが、本稿のダロウの多義構造は、このモデルと同じ構造を持つものと思われる。

むろん、多義と単義は連続的であって(国広、1986)、ダロウの場合、多義語ではなく〈推論の帰結〉〈推論の帰結の非確定性〉を表す単義語と捉えることも可能ではある。

19) 本稿の注5、注14参照。

20) 終助詞ネなどと「確認要求」のダロウとの相違については、金水(1992)、宮崎(1993)などにおいて考察されている。

【引用文献】

安達太郎(1999)『日本語疑問文における判断の諸相』くろしお出版

奥田靖雄(1984)「おしはかり(一)」『日本語学』3-12 pp. 54-69

———(1985)「おしはかり(二)」『日本語学』4-2 pp. 48-62

神尾昭雄(1990)『情報のなわ張り理論』大修館書店

金水敏(1992)「談話管理理論から見た「だろウ」」『神戸大学文学部紀要』19 pp. 41-59

金田一春彦(1953a)「不変化助動詞の本質 その一」『国語国文』22-2 pp. 1-18

———(1953b)「不変化助動詞の本質 その二」『国語国文』22-3 pp. 15-35

国広哲弥(1986)「語義研究の問題点—多義語を中心として—」『日本語学』第5巻9号 pp. 4-12

田野村忠温(1990)『現代日本語の文法Ⅰ 「のだ」の意味と用法』和泉書院

仁田義雄(2000)「認識のモダリティとその周辺」森山卓郎・仁田義雄・工藤浩著『モダリティ』岩波書店 pp. 81-159

益岡隆志(1991)『モダリティの文法』くろしお出版

三原健一(1995)「概言のムードと連体修飾節」仁田義雄編『複文の研究』(下)くろしお出版 pp. 285-307

宮崎和人(1993)「「～ダロウ」の談話機能について」『国語学』175集 pp. 左63-50

———(1994)「「～ダロウ」をめぐる」『広島修大論集』第25巻2号 pp. 17-50

靑山洋介(1997)「慣用句の体系的分類—隠喩・換喩・提喩に基づく慣用的意味の成立を中心に—」『名古屋大学国語国文学』80 pp. 29-43

———(2000)「名詞「もの」の多義構造」山田進・菊地康人・靑山洋介編『日本語 意味と文法の風景』ひつじ書房 pp. 177-191

- 森山卓郎 (1989) 「認識のムードとその周辺」 仁田義雄・益岡隆志編『日本語のモダリティ』くろしお出版 pp. 57-74
- (1992) 「日本語における「推量」をめぐって」『言語研究』101 pp. 64-83
- (1995) 「ト思ウ、ハズダ、ニチガイナイ、ダロウ、副詞～φ —不確実だが高い確信があることの表現—」 宮島達夫・仁田義雄編『日本語類義表現の文法』(上) 短文編 くろしお出版 pp. 171-182
- (2000) 「基本叙法と選択関係としてのモダリティ」 森山卓郎・仁田義雄・工藤浩著『モダリティ』岩波書店 pp. 3-77

きした りか (文学研究科講師)